

水国だより

2024年8月22日発行



国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所
〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79
TEL: 0197-24-2187 FAX: 0197-24-1289
一関市(宮城県境)～花巻市(石鳥谷)までの
国道4号を管理しています。

～特殊車両の取り締まりを行いました～

7月23日(火)、前沢車両検測所(奥州市前沢古城字幅下地内)において、奥州警察署ご協力のもと、特殊車両(一定基準を超える大型車両)を対象とした取り締まりを実施し、違反車両に対しては指導を行いました。一定基準を超える車両が通行する場合には「**特殊車両通行許可**」が必要となっております。取り締まりは、違反行為の撲滅を図る事を目的として定期的に行っています。違反のないよう、許可条件を守って走行してください。

測定の様子



車両の幅が基準を超えていないか測定



車高が基準を超えていないか測定



重量(車+乗員+荷物)が基準を超えていないか測定

※写真は、取締り状況を撮影したもので、違反車両ではありません。

【特殊車両とは?】

- 幅⇒ 積載状態で2.5m
- 長さ⇒ 走行(連結・積載)状態で12m
※トレーラー等の連結車はほとんどがこれを超えます。
- 高さ⇒ 積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
- 総重量⇒ 積載状態で20t
(一部道路は車両の構造に応じて最大25t)
- 軸重⇒ 積載状態で最大10t

【注意】

- そのほか「道路運送車両法」「道路交通法」でも定めがあります。
- 自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

【なぜ特殊車両通行許可が必要?】

道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られています。

特殊車両が通行する際には、「道路の損傷」「交通障害」「重大事故」などの恐れがあり、社会的に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(例) 重い車両→道路を損傷させたり、損傷を早めたりする。

長い車両→交差点を曲がり切れない。

高さのある車両→トンネルに入れない。

など・・・

このように、道路の保全、重大事故防止のため「特殊車両通行許可」が必要となります。

【取締まりの結果】

対象車両・・・3台(大型トレーラーなど)
うち、
違反車両・・・1台(無許可・許可条件違反)



測定は、総勢20名で行われました。皆さん暑い中ありがとうございました。



～特殊車両通行の通行許可条件を守って走行してください～